

青森県報

第七百三十四号

令和六年
三月十一日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……一
- 旧生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び例による旧生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………(が生活習慣病対策課) ……二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………(河川砂防課) ……三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……四
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……五
- 公 告
- 換地処分……………(農村整備課) ……五
- 県営土地改良事業計画の変更の決定……………(同) ……五
- 十和田湖特定環境保全公共下水道事業計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……六
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地民局) ……六
- 右……………(同) ……六
- 右……………(三八地民局) ……七

公安委員会

○警備員等の検定の実施……………(生活保安課) ……七

告 示

青森県告示第百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	廃 止 日
佐藤歯科医院	弘前市大字中野一丁目九の一	令和六年三月十一日

青森県告示第百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	介護予防事業所の所在地	指 定 日
介護予防事業者				年月日

医療法人 恩幸会	弘前市大字石川字石川九七	介護予防 居宅療養 管理指導	くどう内科 消化器・肝臓 クリニック	弘前市大字石川字石川九七	平成 二六・四・一
----------	--------------	----------------------	--------------------------	--------------	--------------

青森県告示第百三十四号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

医療法人 楽清会さがらクリニック	弘前市大字桔梗野一丁目三の三	所在地	施設の種類 介護療養型医療施設	廃止年月日 令和 六・三・一
------------------	----------------	-----	--------------------	----------------------

青森県告示第百三十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による旧生活保護法」という。（第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の

指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による旧生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

医療法人 楽清会さがらクリニック	弘前市大字桔梗野一丁目三の三	所在地	施設の種類 介護療養型医療施設	廃止年月日 令和 六・三・一
------------------	----------------	-----	--------------------	----------------------

青森県告示第百三十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和六年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定医師の区分	氏名		主として指定難病の診断を行う医療機関	担当診療科名	指定年月日
	名	称			
難病指定	白谷 真理	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	内分代謝内科	令和 六・一・二
難病指定	井上 比奈	おひさま在宅クリニック	八戸市南類家二丁目一六の一五	内科、小児科、精神科	令和 五・三・三

難病指定	難病指定	加藤 朋	高橋 一徳	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	弘前市大字富野町一	消化器内科	六・一・二五
難病指定	加藤 朋	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	循環器内科	六・一・三三		

青森県告示第百三十七号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 勇沢土砂災害警戒区域及び勇沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡今別町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

次の図面のとおり

(図面省略)

二 第一中大川平沢土砂災害警戒区域及び第一中大川平沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡今別町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

次の図面のとおり

(図面省略)

三 第二中大川平沢土砂災害警戒区域及び第二中大川平沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡今別町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

次の図面のとおり

(図面省略)

四 砂ヶ森四号土砂災害警戒区域及び砂ヶ森四号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡今別町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

次の図面のとおり

(図面省略)

五 奥村元二号土砂災害警戒区域及び奥村元二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡今別町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 砂ヶ森四号土砂災害警戒区域及び砂ヶ森四号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡今別町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 奥村元二号土砂災害警戒区域及び奥村元二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡今別町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 今別三号土砂災害警戒区域及び今別三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡今別町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 曇月八号土砂災害警戒区域及び曇月八号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡今別町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。
その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和六年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 勇沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡今別町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

二 第一中大川平沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡今別町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

三 第二中大川平沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡今別町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、幸畑地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

令和六年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、名川第一工区揚水機場地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和六年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年三月十二日から同年四月九日まで

三 縦覧の場所

南部町役場

十和田湖特定環境保全公共下水道事業計画の変更案の縦覧

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第六項において準用する同条第一項の規定により、十和田湖特定環境保全公共下水道事業計画を変更したので、下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）第三条の規定により公示し、次のとおり十和田湖特定環境保全公共下水道事業計画の変更案を縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和六年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 変更に係る予定処理区域

十和田市大字奥瀬字十和田

二 変更に係る工事の完成の予定年月日

令和八年三月三十一日

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、上北地域県民局地域整備部企画整備課及び十和田市上下水道部下水道課

四 縦覧期間

令和六年三月十一日から三月十八日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社開成工業

二 代表者の氏名 工藤正行

三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字高屋敷字福田七〇の五

四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一四九三〇号

五 取消年月日 令和六年二月七日

六 取消しに係る建設業の許可

水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年十二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 オオサト建築

二 氏名 大里稔

三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字女鹿沢字平野五の二二

四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一〇一〇一八号

五 取消年月日 令和六年二月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年一月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年三月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社タチバナ
- 二 代表者の氏名 立花保雄
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町字中ノ沢七〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一四四三七号
- 五 取消年月日 令和六年二月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年十一月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

令和六年三月十一日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

(一) 学科試験

令和六年六月十四日（金）午前九時から午前十時までの間

(二) 実技試験

令和六年七月十三日（土）午前九時から正午までの間

2 場所

青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務 二級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員である者

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関すること。

(3) 車両等の誘導に関すること。

(4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

(1) 車両等の誘導に関すること。

(2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手続

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

令和六年五月十三日(月)から同月十七日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締め切り
 検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 検定申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(三)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通

(二) 営業所に属することを疎明する書面 一通

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万四千元分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活保安課(令和六年四月一日以降は青森県警察本部生活安全部生活安全企画課)
 電話〇一七―七二二―四二二一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一号
 青 森 県

(印刷所・販売人)
 青森市第二間屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十八円九十銭